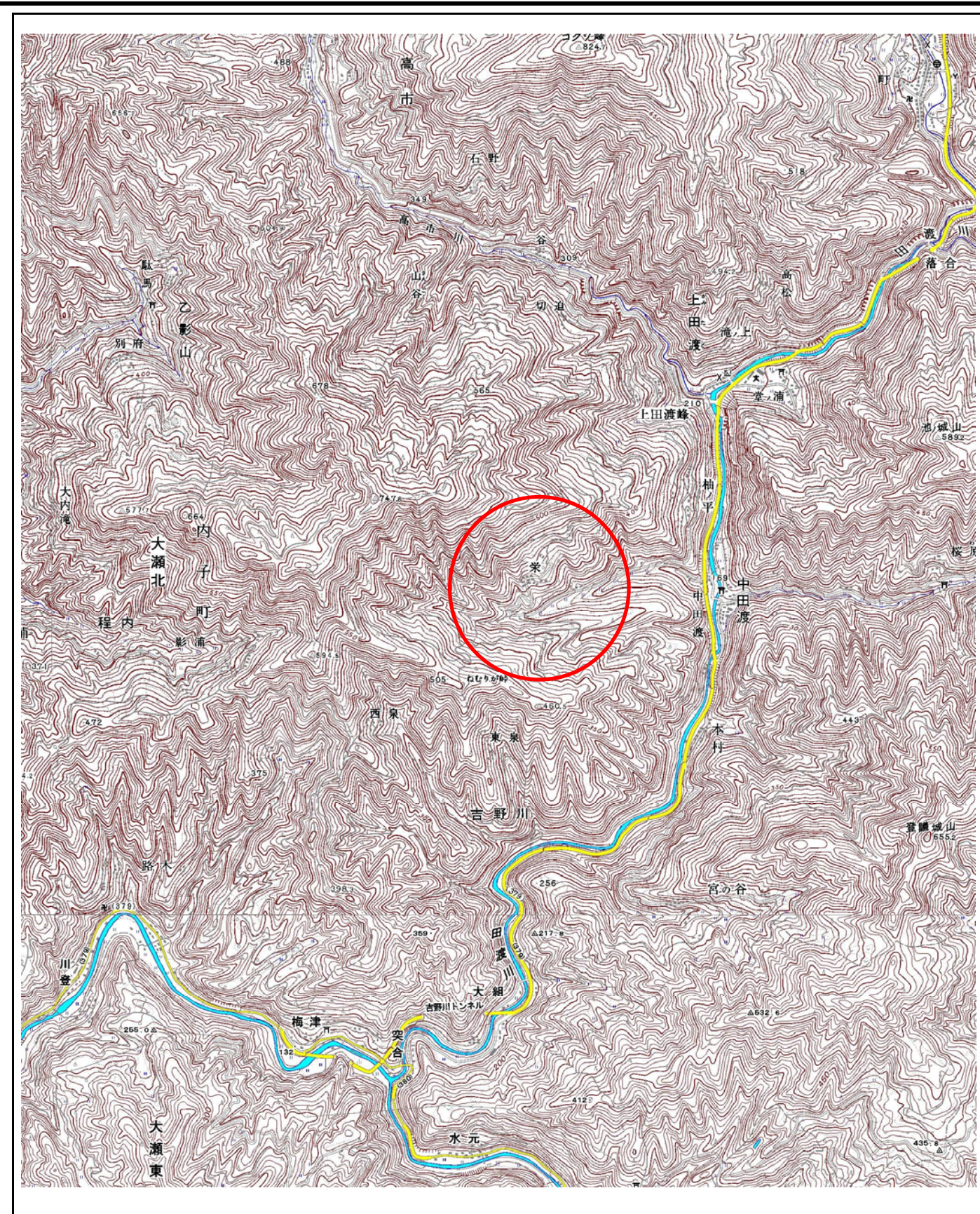
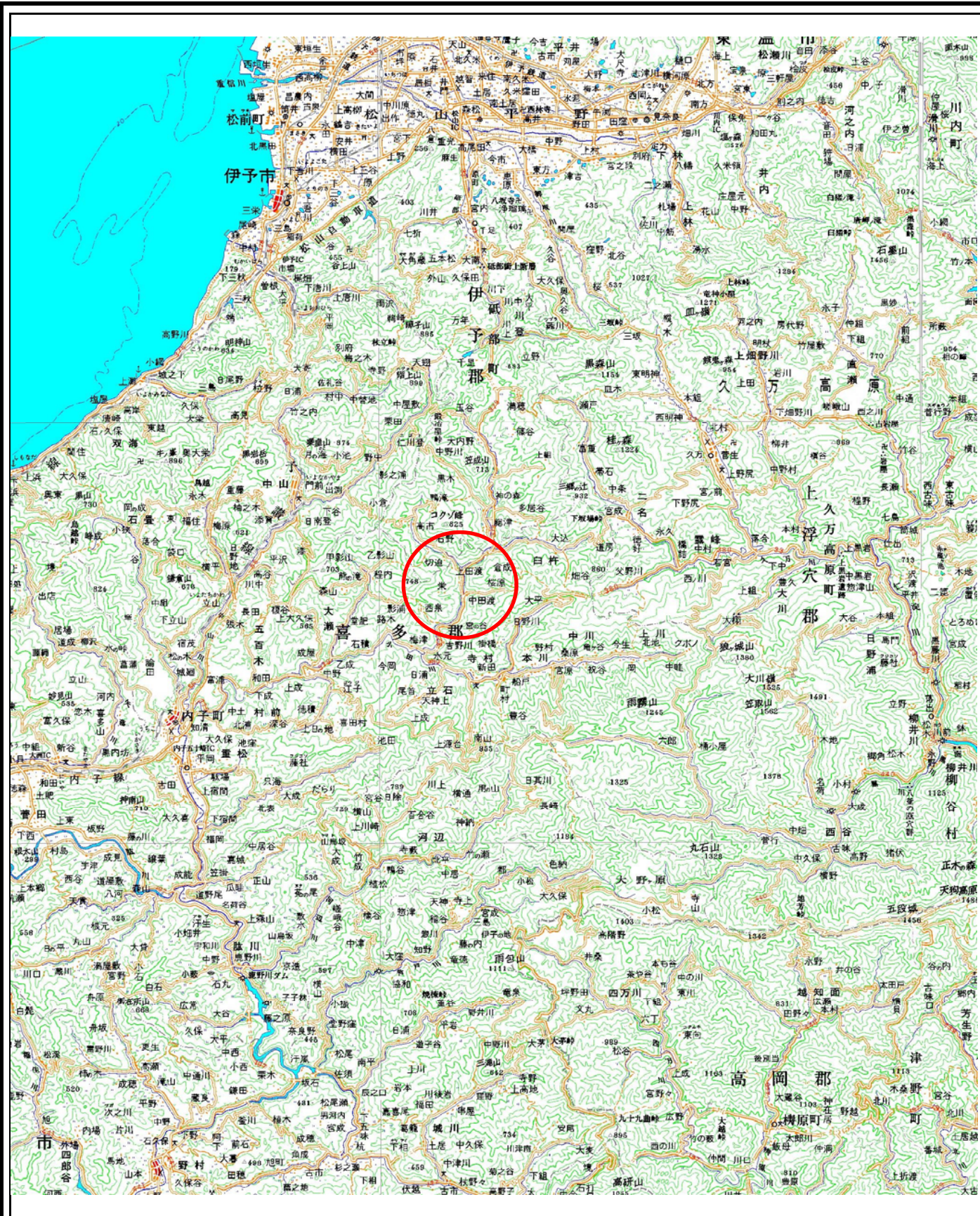


# 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その1)



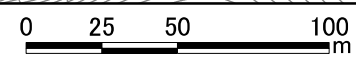
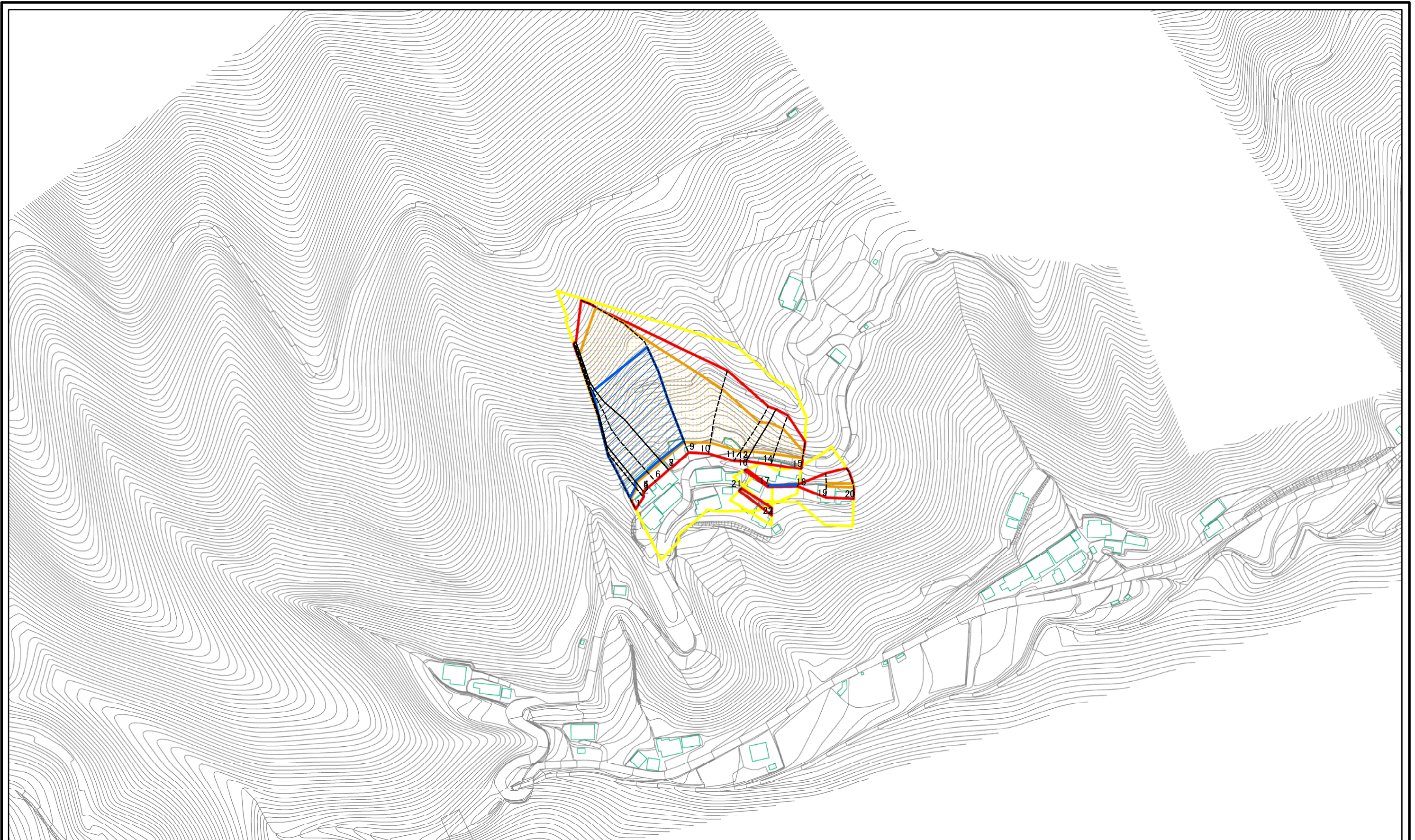
様式-1(急)  
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域  
位置図

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	385-I-867(1)
箇所名	栄
所在地	喜多郡内子町中田渡

この地図は、国土地理院の承認を得て、同院発行の20万分の1・2万5千分の1の地形図を複製したものである。(認証番号 平27情複 第1401号)



土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2)

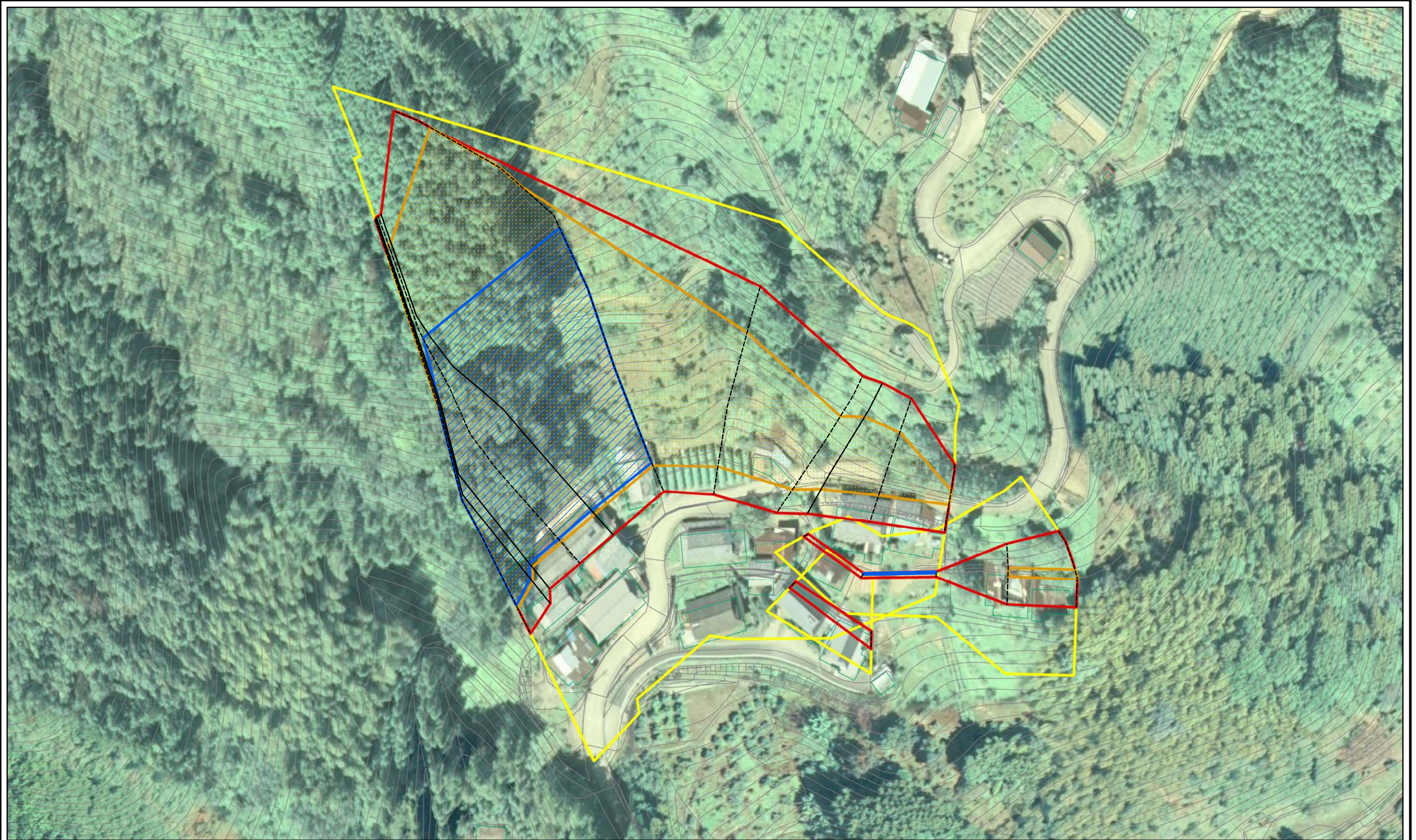


図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(その1)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:2,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	385-I-867(1)
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	愛媛県告示第130号	箇所名	栄
	土砂等の(移動)高さが1m以下の場合、土砂等の移動による力が100kN/mを超える区域			告示年月日	平成30年2月9日	所在地	喜多郡内子町中田渡
	土砂等の堆積の高さが3mを超える区域						
	それ以外の区域						



土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-1)

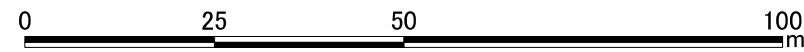
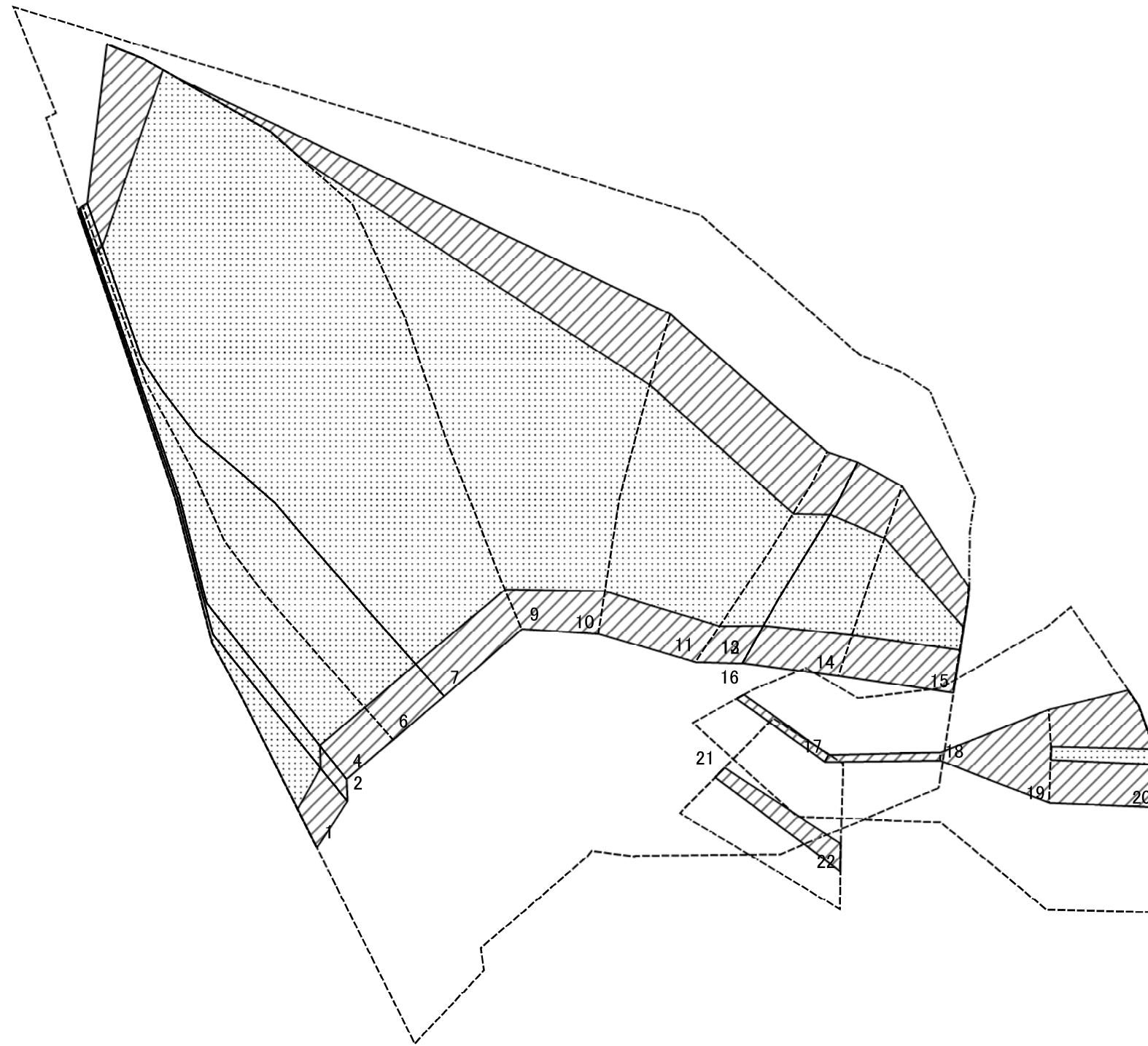


0 25 50 100  
m

様式-2-1(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(その2)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		自然現象 の種類 急傾斜地の崩壊	箇所番号	385-I-867(1)	
	土砂災害防止法 施行令第三条の 基準に該当する 区域			告示番号	愛媛県告示第130号	箇所名
	土砂等の(移動)高さが1m以下の場合、 土砂等の移動による力が100kN/mを超える区域		告示年月日	平成30年2月9日	所在地	喜多郡内子町中田渡
	土砂等の堆積の高さが3mを超える区域		縮尺	1:1,000		
	それ以外の区域					



土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-2)

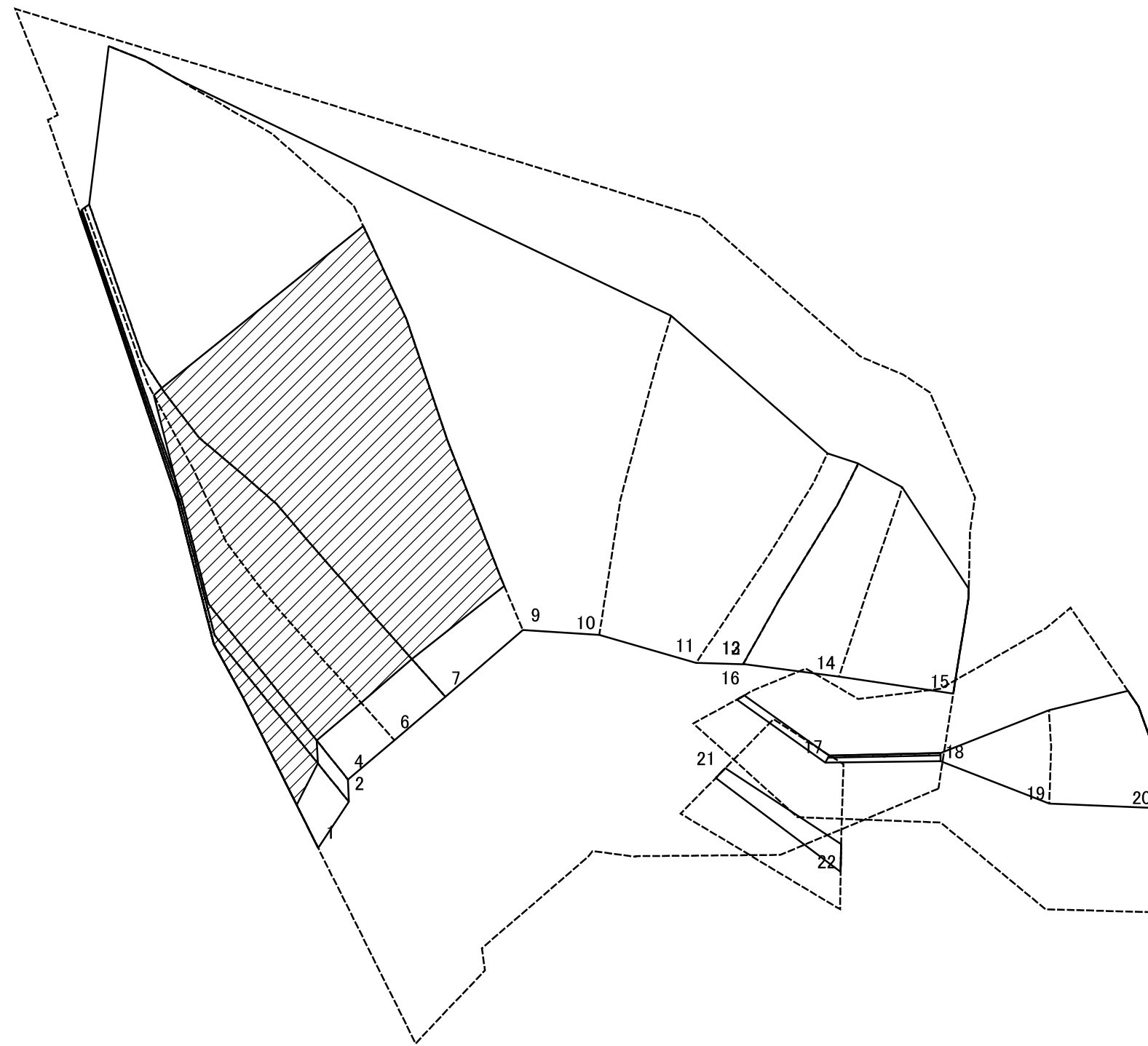


図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-2(急) 土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により 建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:1,000	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	385-I-867(1)
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	愛媛県告示第130号	箇所名	栄
	それ以外の区域			告示年月日	平成30年2月9日	所在地	喜多郡内子町中田渡



土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-3)



0 25 50 100 m

図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-3(急) 土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により 建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:1,000	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	385-I-867(1)
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	愛媛県告示第130号	箇所名	栄
	それ以外の区域			告示年月日	平成30年2月9日	所在地	喜多郡内子町中田渡



土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その3)

横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域			土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの(kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ(m)		力の大きさのうち最大のもの(kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ(m)
1 ~ 2	146.65	1.00	100.00	1.00	20.05	3.75	16.05	3.00	~								
2 ~ 3	146.65	1.00	100.00	1.00	20.05	3.75	16.05	3.00	~								
3 ~ 4	150.48	1.00	100.00	1.00	20.35	3.80	16.05	3.00	~								
4 ~ 5	150.48	1.00	100.00	1.00	20.35	3.80	16.05	3.00	~								
5 ~ 6	153.10	1.00	100.00	1.00	20.58	3.85	16.05	3.00	~								
6 ~ 7	154.09	1.00	100.00	1.00	20.67	3.86	16.05	3.00	~								
7 ~ 8	154.09	1.00	100.00	1.00	20.67	3.86	16.05	3.00	~								
8 ~ 9	154.09	1.00	100.00	1.00	20.67	3.86	16.05	3.00	~								
9 ~ 10	139.34	1.00	100.00	1.00	-	-	16.05	3.00	~								
10 ~ 11	129.17	1.00	100.00	1.00	-	-	14.92	2.79	~								
11 ~ 12	131.35	1.00	100.00	1.00	-	-	14.49	2.71	~								
12 ~ 13	131.35	1.00	100.00	1.00	-	-	13.19	2.46	~								
13 ~ 14	131.34	1.00	100.00	1.00	-	-	13.19	2.46	~								
14 ~ 15	129.73	1.00	100.00	1.00	-	-	11.70	2.19	~								
16 ~ 17	-	-	22.21	1.00	-	-	16.05	3.00	~								
17 ~ 18	-	-	16.46	1.00	16.95	3.17	16.05	3.00	~								
18 ~ 19	-	-	100.00	1.00	-	-	16.05	3.00	~								
19 ~ 20	108.97	1.00	100.00	1.00	-	-	13.20	2.47	~								
21 ~ 22	-	-	55.39	1.00	-	-	14.04	2.62	~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								

様式-3(急) 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	385-I-867(1)
	告示番号	愛媛県告示第130号	箇所名	栄
	告示年月日	平成30年2月9日	所在地	喜多郡内子町中田渡